

知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金(以下「補助金」という。)は、スポーツを通じての仲間づくり及び心身の健全な発達を促進し、市民総スポーツの振興に寄与するため、市内で活動する少年少女スポーツ団体(以下「団体」という。)が行うジュニアスポーツ推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において団体に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則(平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に住所を有する小学生又は中学生(市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に限る。)で組織され、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。ただし、学校部活動の延長と認められる団体を除く。

- (1) 団体の登録人数が10人以上であること。
- (2) 年間を通しての活動日数がおおむね24日以上であること。
- (3) 保護者が運営組織を作っていること。
- (4) 当該スポーツの指導資格を有する者、指導者講習会を受講した者又はこれに準ずる者がいること。

(5) 団体の経費が主に会費により運営されていること。

2 市長は、前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

3 補助対象経費及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 登録者名簿
- (4) 保護者役員及び指導者の名簿

(決定の通知)

第4条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金計画変更申請書(第3号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第8条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知する

ものとする。

(補助事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(額の確定等)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第12条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	補助金の上限額
1 当該スポーツの指導資格を有する者、指導者講習会を受講した者又はこれに準ずる者への謝金及び謝礼品	次に定める額のうち、いずれか低い方の額 1 左欄に定める補助対象経費の合計額を2で除し、かつ、千円未満の額を切り捨てた額 2 当該年度の6月30日現在における次の各号に掲げる登録人数毎に当該各号に掲げる額 (1) 登録人数が100人以上の団体 45,000 円 (2) 登録人数が50人から99人までの団体 36,000 円 (3) 登録人数が10人から49人までの団体 27,000 円
2 前項に該当する者が、その知識技能の向上のために参加する研修会等の費用及び旅費	
3 大会又は練習会の開催に要した会場及び施設の使用料	
4 活動に必要な運動具及び資機材の購入に要する費用	
5 活動種目の大会、競技会等への参加に必要な費用	
6 活動種目の競技団体等への登録又は加盟に必要な費用	
7 前各項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	